

山陽小野田市農業委員会

第 28 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 11 日午後 1 時 30 分から午後 2 時 12 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	17	上	田	進
委	員	1	松	村	孝子
		2	大	田	チズ子
		4	田	中	覺
		5	眞	鍋	喜久夫
		6	篠	原	佐二郎
		7	齊	藤	勇
		8	高	畑	憲二
		9	伊	藤	周作
		10	二	井	太刀男
		11	福	間	武勝
		12	木	村	芳則
		14	村	上	俊治
		15	縄	田	國和
		16	田	尾	光一
		18	辻	村	勝好
		20	中	重	壽
		21	長谷川	邦	夫
		22	山	本	シゲ子
		23	松	本	隆博
		24	水	津	治
		25	重	永	達記

4. 欠席委員

		3	中	富	高	義
会長職務代理者		13	川	空	忠	男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第109号 農地法第3条 権利の移動

議案第110号 農地法第4条 転用

議案第111号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第112号 山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について

議案第113号 農用地利用集積計画について

議案第114号 農用地利用配分計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第28回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は3番中富委員、13番川空委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は7番齊藤委員と8番高畑委員にお願いします。会議の書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第109号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第109号番号32について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が下関市□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地3、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が454㎡の農用地内です。権利の種類は売買による所有権移転です。本案件は遠隔地で高齢のため、耕作できない農地を近隣の農家に譲り渡そうとするものです。農地法第3条第2項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 10月5日に川空委員と阿武さんと伊藤さんで現地に行きました。現地は□□□□校区です。県道□□□□線の□□□□交差点、北に行きますと□□□□につながる交差点です。これを南に進むと右の方に□□□□の□□□□センターがあり、そこを左折して、突き当りを左折すると□□□□さんの自宅が現地の近くにございます。道路より低い位置にございます。□□□□さんが日頃から管理されていたようです。□□□□さんは現在、勤めておられますが、地元で農業を積極的に行っておられる方で、農地を譲り受けても問題はないと思いました。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号32について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第109号番号32については承認といたします。次に番号33について事務局より説明を求めます。
局長	議案第109号番号33について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が北九州市□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地79、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、外1筆。地目が田、面積が2,277㎡の農用地内です。権利の種類は贈与

	による所有権移転です。本案件は遠隔地で後継者も無く、耕作できない農地を近隣の農家に譲り渡そうとするものです。農地法第3条第2項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 4ページ、5ページをご覧ください。□□□□号線、□□□□交差点を南に下って行き□□□□の前を通過、□□□□を通り、□□□□が見えるところ、□□□□という地域になります。海に一番近い西側の入り口から降りて行くと現地がございます。当日は地元の□□□□さんと譲渡人の□□□□さんが立会いをされました。2筆ともしっかりと管理されており、□□□□さんは農業に熱心な方だと感じました。5ページをご覧ください。申請地の隣に□□□□さんの宅地がございます。ここに倉庫が3つぐらいあり、農機具等が管理されていました。農機具が近い場所にあり、農業が継続出来ると感じました。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号33について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第109号番号33については承認いたします。次に議案第110号農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第110号番号27について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字□□□□番地5、□□□□。土地の表示が大字有□□□□番5、外2筆。地目が田、面積が294.66㎡の農用地外です。転用目的は共同住宅です。本案件は耕作できなくなった農地と隣接の宅地に共同住宅を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程お願いします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 7ページ、8ページをご覧ください。□□□□駅から□□□□に行く道、県道□□□□線になります。□□□□の交差点と□□□□橋のちょうど中間の位置になります。□□□□の方に向かって行くと右手にございます。境界はこの図面で言いますと下側になりますが、金属性の堺の目印がついており確認が出来ました。周りの圃場は稲刈りが済んでおりました。公共下水ということで問題となるような事項もございませんでした。
議長 局長	何か質問はございませんか。 1点、訂正をさせていただきます。公共下水ではなく合併浄化槽

	となっております。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号27について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第110号番号27については承認いたします。次に議案第110号農地法第5条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第111号番号103について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が宇部市□□□□号、□□□□。譲受人が防府市□□□□、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、外3筆。地目が田、面積が955㎡の農用地外です。転用の目的は太陽光発電パネルの設置です。本案件は、申請地を取得し、太陽光発電事業を行おうとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 □□□□小学校の前から□□□□に抜ける道で、□□□□の前を通って□□□□のバス停から□□□□に行く道を500m行くと左側に現地がございます。現地は草が生えており、あまり管理がされてない感じでした。境界ははっきりしており、赤道もきちんとわかりました。特に問題となるような事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号103について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第111号番号103については承認いたします。次に番号104について事務局より説明を求めます。
局長	議案第111号番号104について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地5、□□□□。土地の表示が□□□□番1、外1筆。地目が田畑、面積が2,089㎡の用途地域内です。転用の目的は宅地分譲です。本案件は、住宅化の進む申請地を取得し、宅地分譲9区画の建設を行なおうとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。なお、開発許可と同時施行といたします。ご審議の程お願いいたします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 18ページ、19ページをご覧ください。□□□□の交差点を□□□□に行き、□□□□の交差点に□□□□がございます。正門の反対側に□□□□があり、南にまっすぐ伸びた道がございます。この道を進むと□□□□になり、反対側は□□□□になります。□□□

	□の前を過ぎますと右側に現地がございます。□□□□にまだ農地があったかなといった印象でした。当日は申請代理人の□□□□の方の立会で説明をいただきました。周りは家が建っており、ブロックで境界がしっかりしておりました。一部、水路がありました而造成のときに有効な土地にしたいということで、東側に水路を加工して出入り口も広くするそうです。特に問題になるような事項はございませんでした。
議長 15番	何か質問はございませんか。 20ページに法第42条第1項5号道路と書いてありますが、どういった道路ですか。
事務局 15番	都市計画法による開発行為によって造られた道路になります。
事務局	道路は出来ているのか。
議長	出来ています。 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号104について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第111号番号104については承認いたします。次に番号105について事務局より説明を求めます。
局長	議案第111号番号105について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が大字□□□□番地2、□□□□、外2名。土地の表示が大字□□□□番6、地目が畑。面積が78㎡の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、申請地を取得し、現在の居宅を解体の後、一体として住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 24番	現地調査報告をお願いします。 25ページをご覧ください。先月の総会で出ましたので、場所をご存知だと思います。□□□□の交差点を北に進み、□□□□の前を過ぎて左折すると□□□□があり、その近くになります。□□□□が家を建て替えたいということで、そのために土地が若干必要になりました。26ページをご覧ください。申請地の隣に□□□□さんの田んぼがあります。□□□□さんの畑の方が50cm低く、田んぼを作られると畑に水が上がるような状態だそうです。水に強い作物を植えておられました。田んぼの高さに合わせて造成すると聞いています。造成をすることで□□□□さんの田に迷惑をかけることはないと思います。□□□□さん側の方にも杭が打ってあるので境界もきちんとしております。特に問題となるような事項はございませんでした。

議長	何か質問はございませんか。
1 4 番	2 点ございます。1 点目は□□□□が分筆した時期がわかれば教えてください。2 点目は申請地の地目が図面は田になっているが表紙の方は畑になっているのは書き間違いですか。
局長	□□□□に地目は田です。元地番は畑ですが謄本に基づくと田です。分筆した時期は平成 2 8 年 9 月 1 3 日です。
1 4 番	今回の申請のために分筆登記したのですね。
局長	可能性は高いと思います。
1 4 番	地目の件ですが田と畑、どちらが正しいのですか。
局長	従来議案に載せる地目の標記は現況でした。図面は登記簿地目です。地目が違うときがあるので出来れば統一したいと思います。次回から基本的に登記簿地目で記載したいと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 1 0 5 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 1 1 号番号 1 0 5 については承認いたします。次に議案第 1 1 2 号山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について、事務局より説明をお願いします。
局長	議案第 1 1 2 号山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意についてご説明いたします。平成 2 8 年 9 月 2 0 日付で□□□□委員の辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第 1 6 条に基づき同意を求めるものです。
議長	何か質問はございませんか。
1 5 番	病気ですか。
局長	体調が悪いということで、これから農業委員会の業務を全うすることが出来ないと聞いております。
2 3 番	辞任の理由が病気ということで、現在、□□□□で耕作をされておりますが、先日見たら荒れており、野菜を収穫していない状況でした。
局長	今後のことまでは聞いておりませんが、体調が悪いということで辞任の届けを提出されました。本日同意が得られれば辞任となります。前回にもありましたように、辞任が出ますと担当区域が宙に浮きますので、これから会長と協議をしながら決めていきたいと思っております。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 1 1 2 号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 1 2 号については承認いたします。次

	に議案第113号農用地利用集積計画（案）について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第113号 農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。山陽小野田市長より平成28年10月11日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、整理番号105番から112番までの8件、19筆、24,709㎡と、整理番号113のやまぐち農林振興公社分の1件、5筆、8,242㎡でございます。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問がございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第113号について賛成の方の挙手を求めます。 （全委員 賛成） 全員賛成により議案第113号については承認いたします。次に議案第114号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第114号農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。山陽小野田市長より平成28年10月11日付で農用地利用配分計画の決定を求められております。今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は整理番号3番から7番までの5件、5筆、8,242㎡でございます。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたこれより採決に入ります。議案第114号について賛成の方の挙手を求めます。 （全委員 賛成） 全員賛成により議案第114号については承認いたします。次にその他について事務局よりお願いします。
局長	視察の日程表をお配りしております。JA大分のみつば団地の見学をさせていただきます。大分市の農業委員の会長さんが関わっている事業です。当日都合のつかない委員さんや体調の悪い委員さんがいらっしゃれば申し出てください。 全国農業新聞の購読が2件ありました。購読普及委員は村上委員です。報告しておきます。山陽小野田市は普及率が悪いので、お力添えいただきたいと思います。
	次回の現地審査は11月4日、金曜日の9時から、長谷川委員、辻村委員でお願いします。総会は11月10日木曜日の13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。
議長	以上をもちまして第28回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)
お疲れ様でした。

閉会 14時12分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
7 番委員

議事録署名委員
8 番委員